

傾日けいじつもう申し聞かされ候そうろう、濃州本郷村のうしゅうほんこうむら

の儀ぎ、前々より商荷物しょうにもつ

着船ちやくせんせしめ、人馬じんばにて其その所々ところどころへ送り

届け候処ところ、近き此ちか、外村ほかむらへも着

船せしめ候。本郷村の儀は、美濃路通みのちどおり

衆しゅう之有る節せつ、渡船わたしがね之御用相勤め、

其の上、前々より之湊のみなどに候之間そうろうのあいだ、右みぎ

村へ着船せしめ候様ように致し度旨いた、

之相願候これあいねがいそうろうに付き、吟味ぎんみ之有これり候えば

外村さしさわりに指障これも之なき由よし、各

了簡りようけんし、付け札ふだを以もつて相達たつし候趣おもむき、

申し談だんじ候処さしさわり、差障さしさわりも之無ことき事に

候そつちはば、前々より取扱きたりい来候通とうり、

申し付けられ可べく候、且又かつまた、運上金うんじょうきん之儀の、

差し上げ度由たきよし、願書ねがいしょに相見あいみえ候得そうらえ

共ども、此の義しんぎは新規あいだ之事ことに候間あいだ、

重かさねて吟味かきねの上、申し付べく可候。

此等これら之趣おもむき、之を申し渡わたされ可候。

右の之趣おもむき、申し渡べす可旨おく、御国奉行衆おくにぶぎょうしゅう

申し聞かされ候間ぞんずべく、其の旨存可候。以上。

元文三年

十一月十三日 村上只右

栗田六之右

本郷村

庄屋